

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
1	令和2年03月12日	マスクの購入	12,100,000	行財政局総務部総務課	元暉綜合商業服務株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
2	令和1年10月25日	京都市新庁舎整備事業に伴う事後井水調査業務委託	(当初) 5,871,800 (変更後) 5,492,300	行財政局総務部庁舎管理課	株式会社アース・プロジェクト	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3	令和1年10月01日	防災BWA機器移設業務委託	16,500,000	行財政局防災危機管理室	株式会社日立製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	令和1年10月01日	京都市危機管理センター防災情報システム機器移設等業務委託	5,027,000	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	令和1年10月10日	280MHzデジタル同報無線システム移設業務	6,468,000	行財政局防災危機管理室	株式会社NHKテクノロジーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
6	令和1年10月28日	260MHzデジタル防災無線システム移設業務委託	9,076,100	行財政局防災危機管理室	沖電気工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
7	令和1年10月25日	京都市防災情報ネットワーク構築業務委託	7,920,000	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	令和1年10月31日	雨量観測システム移設業務委託	5,668,520	行財政局防災危機管理室	一般財団法人日本気象協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	令和1年10月18日	京都市危機管理センター情報共有システム構築業務委託	8,753,360	行財政局防災危機管理室	株式会社インターネットイニシアティブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	令和1年12月23日	京都市防災情報システム河川監視等強化改修業務委託	7,911,200	行財政局防災危機管理室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	令和2年01月29日	防災行政無線局再免許申請業務委託	(当初) 5,797,935円 (変更後) 5,783,250円	行財政局防災危機管理室	沖電気工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
12	平成30年08月22日	大谷池浚渫工事	(当初) 37,800,000 (変更前) 56,322,000 (変更後) 51,915,600	行財政局資産活用推進室	村井・光地域維持型建設共同企業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
13 令和1年06月21日	京都市庁舎施設マネジメント計画推進のための構造躯体調査及び技術支援業務	(当初) 9,072,000 (変更後) 7,480,000	行財政局資産活用推進室	株式会社環境総合テクノス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
14 令和1年10月11日	京都市軽自動車税事務所等受付窓口運営に係るスタッフ派遣業務(統括担当者)	予定総額 9,889,000	行財政局税務部税制課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
15 令和1年10月11日	京都市軽自動車税事務所等受付窓口運営に係るスタッフ派遣業務(業務担当者)	予定総額 32,883,482	行財政局税務部税制課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
16 令和1年10月11日	京都市軽自動車税事務所等受付窓口運営業務	271,443,040	行財政局税務部税制課	株式会社パソナ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
17 令和1年12月03日	軽自動車税事務所開設等に伴う税務オンラインシステム端末等移設業務	10,882,366	行財政局税務部税制課	軽自動車税事務所開設等に伴う税務オンラインシステム端末等移設業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
18 令和2年03月10日	保健福祉センターへの公用閲覧用端末の配置等に伴う税務オンラインシステム移設等業務	14,180,573	行財政局税務部税制課	保健福祉センターへの公用閲覧用端末の配置等に伴う税務オンラインシステム移設等業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
19 令和2年02月03日	令和2年度当初課税固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書作成等に係る業務委託	28,884,652	行財政局税務部資産税課	トッパン・フォームズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
20 平成31年04月01日	市税収納金に係る領収済通知書の電子データの作成及び加工等業務	(当初) 53,523,616 (変更後) 53,133,024	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
21 令和1年11月15日	京都市市税事務所納税室電算データ入力等業務委託	29,070,732	行財政局市税事務所納税室納税推進担当	株式会社キャリアパワー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
22 令和1年12月02日	税務オンラインシステム機能改修(車両番号の分類番号へのローマ字導入対応及び税目標記の変更)	35,421,056	行財政局市税事務所軽自動車税事務所	税務オンラインシステム機能改修(車両番号の分類番号へのローマ字導入対応及び税目標記の変更)コンソーシアム	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
マスクの購入
- 2 担当所属名
行財政局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和2年3月12日
- 4 履行期間
契約の日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋浜町3-23-8-202
元暉綜合商業服務株式会社

- 6 契約金額（税込み）
12,100,000円

- 7 契約内容
ディスポーサル3層マスク（白）の購入

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

急速に拡大している新型コロナウイルス感染症に対応するため、医療、福祉、子育て等の現場において必要となる感染防止対策に有効なマスクを緊急かつ大量に調達する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により緊急随意契約を締結するもの。（なお、入札については、手続に概ね一カ月程度の時間を要するため、納品までにかかなりの時間を要することとなる。）

現在、アスクル（取扱：竹田謄写堂）、たのめーる（取扱：大塚商会）、カウネットなど各種事務用品を販売している事業者においても、当分の間マスクの取引を停止するなど、当該感染症の影響により市場においてマスクが品薄となっている。また、すぐに入手可能な場合でも、少量であったり、通常の価格より割高になっている（概ね100円～150円/枚）状況である。

本契約の相手方は、新型コロナウイルス感染症対策のため、本市交通局に大量のマスクを寄贈した事業者であるが、販売についても、大量かつ、現状では比較的低価格、さらに短期間の納期で調達可能であることが判明した。したがって、本事業者は、本市が要求する数量、価格、納期の全ての要件を満たすことが可能である唯一の事業者であることから、随意契約の相手方とするものである。

- 9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

- 10 契約の相手方の選定理由
「8 随意契約の理由」と同様
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市新庁舎整備事業に伴う事後井水調査業務委託
- 2 担当所属名
行財政局総務部庁舎管理課
- 3 契約締結日
令和元年10月25日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区浄土寺下南田町37番地
株式会社アース・プロジェクト
- 6 契約金額（税込み）
（当初）5,871,800円
（変更後）5,492,300円

7 契約内容

新庁舎整備事業における分庁舎整備工事の完了に伴い、近隣家屋井水の訪問調査を実施し、近隣井戸の湧水や汚濁などの影響について、事前調査と比較考察するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、近隣井戸所有者に対し、個別に事後井水調査の希望の有無、調査手法や程度等のヒアリングを行い^{※1}、これら事後井水調査対象者の意向をふまえたうえで、調査内容の詳細が確定することから、契約の履行前に、契約金額を確定させることが困難であるうえ、各家屋に設置されている井戸の構造、位置、使用方法等が異なる^{※2}ことから、一般的な調査の単価を定めることも困難であるため。

なお、契約締結後に行う近隣井戸所有者へのヒアリングの結果、調査対象箇所数や調査手法等が確定するため、契約変更を行う必要が生じた。

※1 各井戸所有者に対し、事後井水調査の希望の有無だけでなく、ヒアリングにより希望する調査項目（水量、水温、p h、電気伝導度、濁度測定など）を決定することとしている。

※2 井戸毎に、構造、位置、使用方法（飲用、散水用等）が異なることから、個別に対応する必要がある。

9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務は、井戸所有者の状況など多くの個人情報を知りうる業務であるが、株式会社アース・プロジェクトは平成28年度に実施した同エリアの事前井水調査を担当しているため、近隣井戸所有者の状況等の個人情報を既に保持しており、居住者の性格等も把握していることから、居住者との無用なトラブルを起こすことなく業務を遂行できることが期待できる。

また、同社は、豊富な水文調査（工事による地下水や表流水への影響を明らかにするための調査）実績を持ち、工事による湧水や汚濁などの影響範囲の解析的予測を実施できる能力を有し、実務面での能力、機密保持の確実性が信頼できるほか、必要な専門知識や分析能力を有し、本市の意向にも迅速な対応ができる。

そのうえ、3社の見積りを比較しても、最安値であった。

以上のことから、株式会社アース・プロジェクトを委託先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
防災BWA機器移設業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和元年12月27日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
金16,500,000円
- 7 契約内容
令和元年11月に防災危機管理室執務室が消防局本部庁舎から分庁舎へ移転することに伴い、消防局本部庁舎サーバ室から分庁舎サーバ室へ防災BWA機器を移設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
区役所・支所との通信については、市独自通信網として防災BWA無線網を構築している。BWA通信システムは、株式会社日立製作所が構築したものであり、同システムの構成、設定情報及びネットワーク設定情報は一般に公開されていないため、本契約を履行できるのは株式会社日立製作所のみであることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市危機管理センター防災情報システム機器移設等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和元年10月1日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
金5,027,000円
- 7 契約内容
令和元年11月に防災危機管理室執務室が消防局本部庁舎から分庁舎へ移転することに伴い、消防局本部庁舎サーバ室から分庁舎サーバ室へ京都市危機管理センター防災情報システム機器を移設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市危機管理センター防災情報システムは、市内の災害情報を迅速かつ正確に収集し、庁内各部署及び関係機関や市民へ発信することにより、自然災害及び事故災害における被害最小化を実現するとともに、防災関係者向けに、雨量・河川水位・地震等の観測情報の閲覧機能、被害状況管理機能を提供し、災害対策等の支援を行うシステムである。同システムを開発したのは、西日本電信電話株式会社であり、同システムの構成、設定情報及びネットワーク設定情報は一般に公開されていないため、本契約を履行できるのは西日本電信電話株式会社のみであることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
280MHz デジタル同報無線システム移設業務
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和元年10月10日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区常盤町1丁目3番8号
株式会社NHKテクノロジーズ大阪総支社
- 6 契約金額（税込み）
金6,468,000円
- 7 契約内容
令和元年11月に防災危機管理室執務室が消防局本部庁舎から分庁舎へ移転することに伴い、消防局本部庁舎サーバ室から分庁舎サーバ室へ280MHz デジタル同報無線システム機器及びJアラートシステム機器を移設する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市地域防災計画に基づき、京都市内UPZ地域の住民等に対し、大飯原子力発電所における原子力災害に関する情報を速やかに伝達することや、大規模災害時に指定避難所で長期的に避難生活が継続される際の避難生活に係る情報等（給水車や食料配給状況）を各指定避難所に伝達することを目的に、280MHz デジタル同報無線システムを整備するとともに、総務省から気象情報及び国民保護情報等を得るためのJアラートシステムを設置している。
280MHz デジタル同報無線システム及びJアラートシステムは、本体調達、本体設定、配線敷設については株式会社NHKアイテック（現株式会社NHKテクノロジーズ）が行い、その機器構成、ネットワーク構成については、一般に公開していないため、本契約を履行できるのは株式会社NHKテクノロジーズのみであることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
260MHzデジタル防災無線システム移設業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和元年10月28日
- 4 履行期間
令和元年12月27日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番地2
沖電気工業株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）
金9,076,100円
- 7 契約内容
260MHz防災行政無線システム機器の移設（消防局本庁舎から分庁舎）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
260MHzデジタル防災無線システムは京都市危機管理センター・区役所・支所・避難所・関係防災機関の非常時通信ネットワークシステムである。260MHzデジタル防災無線システムについては、沖電気工業株式会社が開発・製造・設置しており、無線機構成、プログラミングの設定等については、一般に公開していないため、本契約を履行できるのは沖電気工業株式会社のみであることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名
京都市防災情報ネットワーク構築業務委託

2 担当所属名
行財政局防災危機管理室

3 契約締結日
令和元年10月25日

4 履行期間
令和2年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）
金7,920,000円

7 契約内容

京都市防災情報システムでは、市内地震観測所、市内雨量観測所及び市内区役所・支所・上下水道局と防災危機管理室をネットワークで接続し、地震データ、雨量データ及びデジタル無線データを収集・活用している。同ネットワークは、常時監視を行っていないため、常時監視を行う光回線に統合することにより、防災情報の収集を安定的かつ効率的に行うネットワークを構築する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現行の防災情報ネットワーク自体は全て西日本電信電話株式会社のサービスであるが、そのネットワークを利用している雨量観測システム、地震観測システム、260MHzデジタル防災無線システム、防災情報システムは全て異なる業者が保守している。

ネットワークを他社に変更した場合、IPアドレス等の変更、ネットワーク構成変更等が発生し、各システム保守業者に設定変更を依頼する必要があり、システムを使用できない期間が生じる。各システムにおいて使用不可能な期間が発生することなく安定的に継続した状態で新しいネットワーク構築ができるのは、現行のネットワークを構築している西日本電信電話株式会社のみであることから、随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
雨量観測システム移設業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和元年10月31日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区南船場二丁目3番2号
一般財団法人 日本気象協会関西支社
- 6 契約金額（税込み）
金5,668,520円
- 7 契約内容
令和元年11月に防災危機管理室執務室が消防局本部庁舎から分庁舎へ移転することに伴い、消防局本部庁舎サーバ室から分庁舎サーバ室へ雨量観測システム機器を移設するとともに、防災情報システムとの連携設定を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では、市内38箇所の雨量計、同7箇所の風向風速計、データ送信装置、消防局本部の気象データ収集装置からなる雨量観測システムを設置している。同システムは、一般財団法人日本気象協会が開発しており、計測雨量計、プログラム及びデータベース構造等に一般に公開していないため、本契約を履行できるのは一般財団法人日本気象協会のみであることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市危機管理センター情報共有システム構築業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和元年10月18日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
- 6 契約金額（税込み）
金8,753,360円
- 7 契約内容
本市における災害時の情報共有及び指揮体制の確立を迅速に実施するため、局区長等へモバイル端末の配布し、モバイル端末を利用したWEB会議システム、外部通話機能及びその他アプリを使用することができる「京都市危機管理センター情報共有システム」を構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市危機管理センター情報共有システムの構築に当たっては、映像画質、音声品質、セキュリティ対策、システムの災害時対応体制、端末操作性、通信安定性等の価格以外の要素も評価し、導入システムを決定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施した。公募型プロポーザルにおいて、有用な提案を行った株式会社インターネットイニシアティブを契約の相手方として選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市防災情報システム河川監視等強化改修業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
令和元年12月23日
- 4 履行期間
令和2年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町 604
西日本電信電話株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
金7,911,200円
- 7 契約内容
防災情報システムの河川監視機能の強化を図るとともに、避難情報等の発信業務を円滑に行うため、避難情報等発信支援機能を強化する。また、京都市災害対策本部におけるオペレーションシステムの情報共有機能強化を強化する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
防災情報システム及びオペレーションシステムは西日本電信電話株式会社が構築したものであり、同システムの構成、設定情報及びネットワーク設定情報は一般に公開されていないため、本契約を履行できるのは西日本電信電話株式会社のみであることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
防災行政無線局再免許申請業務委託
- 2 担当所属名
行財政局防災危機管理室
- 3 契約締結日
(当初) 令和2年1月29日
(変更後) 令和2年2月17日
- 4 履行期間
令和2年2月28日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577番地2
沖電気工業株式会社京都支店
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 5,797,935円
(変更後) 5,783,250円
- 7 契約内容
対象無線局の再免許申請
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
 - (1) 随意契約の理由
契約範囲である防災行政無線局については、沖電気工業株式会社が開発・構築しており、無線機器及び制御プログラム等は一般に公開していないことから、本契約を履行できるのは沖電気工業株式会社のみであることから、随意契約を行う。
 - (2) 変更契約の理由
伏見土木事務所に設置している防災無線基地局の故障による廃局に伴い、当該基地局の再免許申請を行う必要がなくなったため、再免許申請対象無線局一覧を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

大谷池浚渫工事

2 担当所属名

行財政局資産活用推進室

3 契約締結日

(当初) 平成30年8月22日

(1回目変更前) 平成31年2月28日

(2回目変更前) 令和元年9月27日

(変更後) 令和2年3月12日

4 履行期間

平成30年8月22日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市伏見区醍醐合場町10番地1
村井・光地域維持型建設共同企業体
株式会社村井建設

6 契約金額(税込み)

(当初) 37,800,000円

(変更前) 56,322,000円

(変更後) 51,915,600円

7 契約内容

大谷池浚渫工事

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

平成30年7月の西日本豪雨により、伏見区小栗栖石川町にある大谷池に、上流の大岩山で違法造成された土砂が流入し、ため池が閉塞したため、平成30年8月下旬から、小型重機により浚渫を始めた。しかし、浚渫した土砂の搬出に必要な仮設通路の設置場所及び工法について、関係地権者との協議に時間を要し、本格的な浚渫工事は平成31年2月上旬から開始し、令和元年6月に完了した。

一方で、大岩山の違法造成が改善されず、同様の災害が起こった場合に備え、大谷池及び池上流の斜面への管理用通路を測量設計する予定であったが、土地管理者が令和2年3月下旬頃から是正工事を行うこととなったため、管理用通路の測量設計は必須ではなくなり、本契約での工事では行わないこととした。このため、管理用通路の測量設計費用の減額及び工事内容の変更による履行期間延長により変更した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

本件工事の成果を担保するためには、本市の緊急工事施行実績のある事業者である必要がある。

この点、本件依頼事業者は、伏見土木事務所管内における工事のために構成された地域維持型の共同企業体であること、本件区域内における一般の工事实績のみならず、緊急工事实績についても非常に豊富であることから、本件工事の成果を担保するに十分な事業者であると判断し、選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市庁舎施設マネジメント計画推進のための構造躯体調査及び技術支援業務
- 2 担当所属名
行財政局資産活用推進室
- 3 契約締結日
(当初) 令和元年6月21日
(変更後) 令和元年12月27日
- 4 履行期間
令和元年6月21日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区安土町1丁目3番5号
株式会社環境総合テクノス
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 9,072,000円
(変更後) 7,480,000円
- 7 契約内容
構造躯体調査, 技術支援など
- 8 変更契約の理由
(1) 構造躯体調査の対象施設を精査した結果, 実施する市有施設が15棟から12棟に減少したため
(2) 劣化度調査を実施する者を対象とする研修会が開催されないこととなったため
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市軽自動車税事務所等受付窓口運営に係るスタッフ派遣業務（統括担当者）

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和元年10月11日

4 履行期間

令和元年10月15日から令和2年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上ル筭町691番地
株式会社パソナ

6 契約金額（税込み）

（予定総額）9,889,000円

7 契約内容

令和2年1月に設置した軽自動車税事務所及び同分室における受付窓口業務について、業務遂行に必要な知識・技術・経験等を有する民間事業者の専門性やノウハウを生かした運営を行うことにより、同業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、(1)各種証明発行業務、(2)軽自動車税関連業務、(3)郵送受付業務、(4)税務窓口における各種証明発行業務及び軽自動車税関連業務に係る職員補助業務、(5)電話対応業務等に関する労働者派遣契約を締結したもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当件は、プロポーザル等実施手続ガイドラインに示された「事務のアウトソーシング」に該当し、事業者の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行の内容や方法に顕著な差異が生じることから、対応の品質や業務の運営能力など、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。

なお、当件については、別途契約した「京都市軽自動車税事務所等受付窓口運営業務」と一括で公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施しており、当該業務の予定価格が80,000千円以上となることから、当件に係る契約相手選定基準の作成に当たっても、外部有識者2名からの意見聴取を実施している。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市軽自動車税事務所等受付窓口運営に係るスタッフ派遣業務（業務担当者）

2 担当所属名

行財政局税務部税制課

3 契約締結日

令和元年10月11日

4 履行期間

令和元年12月25日から令和2年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通四条上ル筭町691番地
株式会社パソナ

6 契約金額（税込み）

（予定総額）32,883,482円

7 契約内容

令和2年1月に設置した軽自動車税事務所及び同分室における受付窓口業務について、業務遂行に必要な知識・技術・経験等を有する民間事業者の専門性やノウハウを生かした運営を行うことにより、同業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、(1)各種証明発行業務、(2)軽自動車税関連業務、(3)郵送受付業務、(4)税務窓口における各種証明発行業務及び軽自動車税関連業務に係る職員補助業務、(5)電話対応業務等に関する労働者派遣契約を締結したものの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当件は、プロポーザル等実施手続ガイドラインに示された「事務のアウトソーシング」に該当し、事業者の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行の内容や方法に顕著な差異が生じることから、対応の品質や業務の運営能力など、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。

なお、当件については、別途契約した「京都市軽自動車税事務所等受付窓口運営業務」と一括で公募型プロポーザル方式による事業者選定を実施しており、当該業務の予定価格が80,000千円以上となることから、当件に係る契約相手選定基準の作成に当たっても、外部有識者2名からの意見聴取を実施している。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市軽自動車税事務所等受付窓口運營業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和元年10月11日
- 4 履行期間
令和元年10月11日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通四条上ル筭町691番地
株式会社パソナ
- 6 契約金額（税込み）
271,443,040円
- 7 契約内容
令和2年1月に設置した軽自動車税事務所及び同分室における受付窓口業務について、業務遂行に必要な知識・技術・経験を有する民間事業者の専門性やノウハウを生かした運営を行うことにより、同業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、(1)各種証明発行業務、(2)軽自動車税関連業務、(3)郵送受付業務、(4)臨時窓口運營業務、(5)電話対応業務、(6)公金収納業務等及びこれらの業務に付随する(7)報告業務、(8)事前準備業務を委託したものの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当件は、プロポーザル等実施手続ガイドラインに示された「事務のアウトソーシング」に該当し、事業者の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行の内容や方法に顕著な差異が生じることから、対応の品質や業務の運営能力など、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、その結果最も評価が高かった事業者と随意契約を締結した。
なお、予定価格が80,000千円以上となることから、プロポーザル等実施手続ガイドラインに基づき、公募型プロポーザルにおける契約相手選定基準の作成に当たっては、外部有識者2名からの意見聴取を実施している。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
軽自動車税事務所開設等に伴う税務オンラインシステム端末等移設業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和元年12月3日
- 4 履行期間
令和元年12月3日から令和2年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
軽自動車税事務所開設等に伴う税務オンラインシステム端末等移設業務コンソーシアム
(代表)
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
10,882,366円
- 7 契約内容
軽自動車税業務の集約に当たり、各区・支所税務窓口及び市税事務所納税室納税推進担当で使用している税務オンラインシステム及び滞納整理支援システムの端末及びプリンタについて、軽自動車税事務所及び同分室、市役所分庁舎へ移設・設置し、引き続き業務で利用可能とするため、軽自動車税事務所開設等に伴う税務オンラインシステム端末等移設業務の委託契約を締結したものの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
税務オンラインシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータであるACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、本市独自のシステム開発を行い、運用を行ってきている。このACOSシステムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は日本電気株式会社が有している。
また、滞納整理支援システムは、平成20年度に総合評価方式一般競争入札に付した結果、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムを受託業者として決定し、システム開発及び運用を行ってきている。この滞納整理支援システムの移設に当たっては、高度な専門技術や知識とともに、不具合が発生した場合でも迅速に解決するための同システムに関する詳細な技術情報が必要であることに加え、ACOSシステム上で稼働する税務オンラインシステムとのデータ連携を行う必要があることから、ACOSシステムに関する詳細な技術情報が必要であるが、上記のとおり日本電気株式会社が有している。
当該システムの正常稼働を確保したうえで、本市の指定場所に移設する本業務委託契約は、契約

の相手先が特定されるため、随意契約を行った。

なお、本業務の履行に当たっては、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用を許諾するNECソリューションイノベータ株式会社と共同することで、また、税務オンラインシステム及び滞納整理支援システム端末の詳細な設置状況を把握しており、短期間での作業が対応可能なNECフィールドディング株式会社と共同することで、受託業務の履行が可能であるとの申出があった。

このため、日本電気株式会社を代表とし、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、日本電気株式会社とともに税務オンラインシステム移設業務に従事した経験を有するNECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社をメンバーとして構成される「軽自動車税事務所開設等に伴う税務オンラインシステム端末等移設業務コンソーシアム」を契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
保健福祉センターへの公用閲覧用端末の配置等に伴う税務オンラインシステム移設等業務
- 2 担当所属名
行財政局税務部税制課
- 3 契約締結日
令和2年3月10日
- 4 履行期間
令和2年3月10日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
保健福祉センターへの公用閲覧用端末の配置等に伴う税務オンラインシステム移設等業務コンソーシアム
(代表)
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
14,180,573円
- 7 契約内容
令和2年3月末の各区役所・支所内の税務窓口廃止に伴い、同年4月以降、各区・支所保健福祉センター職員が公用閲覧を効率的かつ円滑に行うことができるよう、税務オンラインシステムの端末及びプリンタの移設・再設置し、引き続き業務で利用可能とするともに、同年4月以降、各区・支所内において開設する臨時窓口の運営を効率的かつ円滑に行うことができるよう、税務オンラインシステムの端末及びプリンタの移設・再設置し、引き続き業務で利用可能とする利用可能とするため、保健福祉センターへの公用閲覧用端末の配置等に伴う税務オンラインシステム移設等業務の委託契約を締結したものの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
税務オンラインシステムについては、日本電気株式会社製の大型汎用コンピュータであるACOSシステムのハードウェア、ソフトウェアの各機能を使用し、本市独自のシステム開発を行い、運用を行ってきている。
このACOSシステムに関する詳細な技術情報及びソフトウェアの著作権は日本電気株式会社があり、当該システムの正常稼働を確保したうえで、本市の指定場所に移設する本業務委託契約は、契約の相手先が特定されるため、随意契約を行った。
なお、本業務の履行に当たっては、税務オンラインシステム端末の詳細な設置状況を把握しており、短期間での作業が対応可能なNECフィールディング株式会社と共同することで、受託業務の

履行が可能であるとの申出があった。

このため、日本電気株式会社を代表とし、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、日本電気株式会社とともに税務オンラインシステム移設業務に従事した経験を有するNECフィールドディング株式会社をメンバーとして構成される「保健福祉センターへの公用閲覧用端末の配置等に伴う税務オンラインシステム移設等業務コンソーシアム」を契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年度当初課税固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書作成等に係る業務委託
- 2 担当所属名
行財政局税務部資産税課
- 3 契約締結日
令和2年2月3日
- 4 履行期間
契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル6階
トッパン・フォームズ(株)関西事業部第一営業本部京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
28,884,652円
- 7 契約内容
 - (1) 固定資産税等納税通知書に同封するしおりを製造する。
 - (2) 固定資産税等納税通知書等の製造等及び封入封緘を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

固定資産税納税通知書は、毎年4月上旬に発付しているが、その性質上、作成の誤りや発送の遅滞があってはならず、正確・確実に発送する必要がある。

また、しおりについては、これまで納税通知書とは別に調達してきたが、一括して調達することにより、各種工程の管理が容易になることなどで成果物の品質向上や費用の削減を図ることができるとともに、事業者からの提案を広く取り入れることにより、市民目線に立ったより分かりやすいものへの改善を図ることができる。

さらに、納税通知書等の作成等の委託に当たっては4月1日をまたぐ契約とせざるを得ないが、あらかじめ次年度において必要となる費用を含めて評価するとともに、次年度の契約の相手方を予定することによって事業の安定を図ることができる。

上記の目的を達するには、プロポーザルの方法により調達することが適当であったため、プロポーザルを実施し、その結果、最も評価が高かった事業者と随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市税収納金に係る領収済通知書等の電子データの作成及び加工等業務
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室納税推進担当
- 3 契約締結日
(当初) 平成31年4月1日
(変更後) 令和元年10月1日
- 4 履行期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県北名古屋市鹿田3962番地2
エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) (予定総額) 53,523,616円
(変更後) (予定総額) 53,133,024円
- 7 契約内容
(1) 市税収納金に係る領収済通知書等の内容を収録したデータを作成すること。
(2) 前号のデータの内容と同じ収納金を照合すること。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
地方税共通納税システムによる納付データを取扱対象に含めるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本件委託業務は、市税に係る領収済通知書の内容の読み取り及び入力作業を行うことにより当該領収済通知書の内容を収録したデータを作成し、それらの内容と指定金融機関である三菱UFJ銀行で集計される収納金を照合するものである。
公金の収納事務はその事務の性格上、極めて高度な信頼性と安全性が必要であり、市民に与える影響も多大であることから、誤りが許されないばかりか、本市の資金運営上から遅滞することも許されない。本件委託作業における照合作業において不一致が生じた場合の原因究明を遅滞なく行える手法や三菱UFJ銀行に取りまとめられる領収済通知書の速やかで安全な運搬ルートが構築され

ているのは、エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング株式会社のみであるため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市税事務所納税室電算データ入力等業務委託
- 2 担当所属名
行財政局市税事務所納税室納税推進担当
- 3 契約締結日
令和元年11月15日
- 4 履行期間
令和2年1月6日から令和2年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区塩小路通東塩小路町843-2 日本生命京都ヤサカビル4階
株式会社キャリアパワー
- 6 契約金額（税込み）
29,070,732円
- 7 契約内容
 - (1) 準備業務
 - ア 業務設計及びマニュアルの作成等
 - イ 業務実施体制の構築
 - ウ 要員教育
 - エ 備品及び消耗品等の整備
 - (2) 運營業務
 - ア 軽自動車税データ入力等業務
 - イ 市税口座振替データ入力等業務
 - (3) 運営管理業務
 - ア 運営管理業務実施計画（組織、人員計画）の企画立案及び実績管理、リスク管理等並びに業務全体の管理統制
 - イ 課題の把握と改善策の立案、実施
 - ウ 業務報告
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託により実施する軽自動車税課税データ入力及び口座振替データ入業務については、課税ミスや振替ミスが許されない業務であることから、価格以外の要素（類似業務の実績、従事者のスキル、コンプライアンスの徹底等）で契約業者を選定する必要がある。

よって、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインに規定する随意契約を行うことができる基準（4）に該当することから、公募型プロポーザルを実施し、京都市市税事務所納税室電算デ

ータ入力等業務受託候補者選定委員会における選定結果により、株式会社キャリアパワーを随意契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

税務オンラインシステム機能改修（車両番号の分類番号へのローマ字導入対応及び税目標記の変更）

2 担当所属名

行財政局市税事務所軽自動車税事務所

3 契約締結日

令和元年12月2日

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

税務オンラインシステム機能改修（車両番号の分類番号へのローマ字導入対応及び税目標記の変更）コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

35,421,056円

7 契約内容

- (1) 車両番号の分類番号へのローマ字導入対応改修
- (2) 平成31年度税制改正に係る軽自動車税システム改修

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

日本電気株式会社とその関連会社（以下、「当該業者等」という。）が、本システムの開発業者であり、現状、本システムの保守を実施しているのが当該業者等であることから、システム改修及びそのトラブルにも対応できる唯一の業者である。

このことから、当該業者等からなる「税務オンラインシステム機能改修（車両番号の分類番号へのローマ字導入対応及び税目標記の変更）」コンソーシアムに委託しなければ、システム全体の稼働保障が得られないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他